



# 鳥取県公報

平成14年9月6日(金)  
第7415号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	保安林の指定の解除予定（4件）（469～472）（森林保全課）..... 1
	鳥取県収納代理金融機関の名称の一部改正（473）（審査課）..... 2
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（69）..... 3
公 告	平成14年度随時実施技能検定の実施（労働雇用課）..... 4
調達公告	一般競争入札の実施（病院局総務課）..... 5
正 誤	平成14年7月22日付鳥取県教育委員会規則第27号中訂正..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第469号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市富海字柿木谷1139の1（次の図に示す部分に限る。）、1139の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第470号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町松神字灘際1281の2

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第471号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡溝口町福居字穴ヶ峠奥558の21（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
  - 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡溝口町福居字穴ヶ峠奥558の21（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第472号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡溝口町金屋谷字榎水高原793の119、793の120
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第473号**

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成14年10月1日から施行する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>3 鳥取県収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>鳥取県内に所在する支店</td> </tr> <tr> <td><u>中国労働金庫</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	略		略	鳥取県内に所在する支店	<u>中国労働金庫</u>		略		<p>3 鳥取県収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">取 扱 店 舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>鳥取県内に所在する支店</td> </tr> <tr> <td><u>山陰労働金庫</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 店 舗	略		略	鳥取県内に所在する支店	<u>山陰労働金庫</u>		略	
名 称	取 扱 店 舗																				
略																					
略	鳥取県内に所在する支店																				
<u>中国労働金庫</u>																					
略																					
名 称	取 扱 店 舗																				
略																					
略	鳥取県内に所在する支店																				
<u>山陰労働金庫</u>																					
略																					

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第69号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成14年9月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,812
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,427
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,718
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,901
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,125
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,034
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,002
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,658
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,056
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,215
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,031
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,785

---

公 告

---

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成14年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成14年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種

(1) 3級

プリント配線板製造及び寝具製作

(2) 基礎1級及び基礎2級

プリント配線板製造及び寝具製作

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成14年9月6日（金）から平成15年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成14年9月6日（金）から平成15年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

## (3) 受付期間

随時（平成14年12月30日（月）及び同月31日（火）並びに平成15年1月2日（木）及び同月3日（金）、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける。（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

キ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

## 6 合格通知等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年9月6日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

マルチスライスCT装置 一式

## (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年1月31日（金）

## (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院中央放射線室

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有すること。
- (3) 平成14年9月6日（金）から同年10月18日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度係

電話 0857 - 26 - 2271（内線2211）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成14年9月6日（金）から同年10月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年10月18日（金）午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、平成14年10月18日（金）正午）

鳥取県立中央病院 第6会議室（2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成14年10月17日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Multislice CT System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 17, October, 2002

(3) Date and time for tender submission : 13 : 30 PM 18, October, 2002

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 18, October, 2002

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital  
730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL 0857 - 26 - 2271 ex. 2211

---

正 誤

---

平成14年7月22日公布の鳥取県教育委員会規則第27号（教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則）  
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
6	下から7	限に	現に

